○国土交通省告示第十七号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年十二月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2934号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ―80ＢＲＳ	株式会社信貴造船所	① 承認板の変更 ② ＭＳＣ．272(85)、ＭＳＣ．274(85)への適合確認
第4021号	〃	ＳＺ―53ＢＲ	〃	〃
第4023号	〃	ＳＺ―73ＢＲＳ	〃	〃
第3867号	〃	ＳＺ―65ＢＲＳ	〃	〃

○防衛省告示第一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年一月十九日から同月二十九日まで（予備、同月三十日及び同月三十一日まで）の間、毎日〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦　自衛艦二十一隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年一月二十五日から同月二十八日まで（予備、同月二十九日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月四日（予備、同月五日）の〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月九日（予備、同月十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月十四日及び同月十五日（予備、同月十六日及び十七日）の毎日〇七〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦五隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年一月七日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年二月十七日及び同月十九日（予備、同月二十日及び同月二十一日）の毎日〇七〇〇から二二〇〇まで